

令和6年度環境関連主要事業について

市は、平成13年度に環境基本条例を制定後、平成15年3月に環境基本計画、平成25年1月には第2次環境基本計画を、さらに令和5年2月には、令和5年度から令和14年度を計画期間とする第3次環境基本計画を策定した。

第3次計画では、望ましい環境像を「豊かな環境をともに守り育て 未来につなぐまち 大船渡」と定め、これを実現するため、様々な施策を実施している。

令和6年度に市民環境課で実施する主な事業は、下記のとおり。

【基本目標1】気候変動に対応した持続可能なまちをめざします

環境分野・基本方針	事業内容
地球温暖化対策	1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進 本市における地球温暖化対策を推進するための具体的な目標や施策を定めることで、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化の防止、影響の緩和を推進することを目的として、令和4年3月に大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定した。 市域における二酸化炭素排出量について、中期目標として「2030年度に温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減を目指す」ことを掲げており、省エネルギーやごみの減量化・資源化等に係る広報等に取り組む。
	2 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進 市の事務事業における温室効果ガスの削減と環境負荷の低減を推進するため、2013年4月から目標を定めて取組を実施し、年度ごとにその実績を公表している。 2017年度に第3次計画を策定し、2022年度に同計画の第2期計画を定め、市の事務事業における二酸化炭素排出量削減目標を「2030年度までに対2013年度比で48.5%減」としており、省エネルギー・省資源等の推進に引き続き注力する。
	3 省エネ家電等買替え促進事業 省エネ性能の高い家電等への買替え促進を通じて、家庭におけるエネルギー費用負担及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネ性能の高い家電等への買替え費用の一部を助成する。 また、対象家電等の購入先については、市内の店舗・事業所に限定し、助成金については、大船渡地域商品券により交付することで、幅広い業種での消費需要喚起を図る。 対象となる家電等は冷蔵庫、エアコン、給湯器であり、省エネルギー基準達成率が目標年度の100%以上のものとする。

環境分野・基本方針	事業内容
気候変動の影響への適応	1 熱中症対策に係る庁内連携 気候変動適応法の改正（令和5年5月12日公布）に伴い、国の「熱中症対策実行計画」が定められ（令和5年5月30日閣議決定）、地方公共団体においては、熱中症対策の推進に係る内部体制の整備等に努めることとされた。 市民環境課では、各課等における熱中症対策事項を把握するとともに、令和6年4月1日より施行される改正気候変動適応法について、関係課と協議を行いながら対策を進める。

【基本目標2】生活環境が良好な安心して暮らし続けられるまちをめざします

環境分野・基本方針	事業内容
大気環境	1 道路粉じん量調査（通年：2地点） 沿道における大気環境の実態を把握して一般地域と比較するため、2地点（猪川町字下権現堂地内と大船渡町字野々田地内）で調査する。粉じん量の分析は、計量証明事業所に委託する。
水の環境	1 大船渡湾水環境保全計画推進協議会（委員 26人） 大船渡湾における水質の浄化を推進するため、平成12年11月に大船渡湾水質管理計画を継承・発展して策定した大船渡湾水環境保全計画の推進を図る。 令和5年度に計画を改定したことから、令和6年度以降は新たな計画により進捗管理を図る（計画期間：令和6年度～令和15年度）。
	2 大船渡湾内ごみ処理事業 清掃船「さんご丸」を運航し、湾内の清掃を実施する。
	3 大船渡湾水質改善対策事業 大船渡湾の水質について、関係する環境基準を超過する項目も見られることから、継続して水質調査を実施し、実態把握等を進めつつ、水質改善に資する効果的な手法を検討する。
	4 公共用水域水質定期監視測定 県沿岸広域振興局保健福祉環境部と連携し、環境基準の達成状況等を監視測定する。 (1) 河川 県：盛川、立根川、須崎川、後ノ入川、鷹生川、綾里川、吉浜川 (2) 海域 県：大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾

環境分野・基本方針	事業内容
身近な生活環境	1 自動車騒音常時監視業務 騒音規正法に基づく自動車騒音の常時監視を行う。 測定については、一般国道 45 号及び 107 号、主要地方道大船渡綾里三陸線及び県道丸森権現堂線のうち 21.5km を 9 区間に分け、年に 1 ～ 2 区間を測定している。 令和 6 年度は、一般国道 45 号の 5.1 km 1 区間を対象に、自動車騒音の常時監視測定を行う。
	2 環境騒音測定 市内 7 か所の定点において年 1 回の騒音測定を実施し、環境基準の達成状況等を把握する。 （盛）字御山下 （大）字明神前、砂子前 （赤）字諏訪前 （猪）字前田、中井沢 （立）字堀之内
	3 騒音・振動の届出事務 騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく諸届の受理、審査及び指導を行う。
	4 悪臭実態調査 必要に応じて捕集調査を行う。
	5 公害苦情処理 市民からの苦情や相談について、関係機関と連携を図りながら必要な調査及び助言等を行う。

【基本目標 3】生物多様性を確保し人と自然が共生できるまちをめざします

環境分野・基本方針	事業内容
自然生態系	1 環境保全啓発事業 水生生物観察事業を実施して児童・生徒への啓発を図る。
	2 外来生物の監視 自然生態系や人の生命・身体、農林漁業へ被害を及ぼすと考えられる「特定外来生物」に指定されている動植物等への適切な対応について周知する。

【基本目標４】地球環境に配慮したきれいで資源が循環していくまちをめざします

環境分野・基本方針	事業内容
廃棄物・リサイクル	１ 衛生監視員による指導及び監視 （衛生監視員 34 人） 生活環境を清潔に保持するため、定期的(月 2 回以上)に区域内を巡回し、廃棄物の不法投棄や排水等の監視等に当たる。
	２ 不法投棄対策事業 随時、市内で不法投棄された廃棄物を処理するほか、市公衆衛生組合連合会、市環境保全推進協議会などの関係機関と連携して、不法投棄防止啓発看板や不法投棄防止ネットを設置する。
	３ プラスチックリサイクルへの対応 令和 4 年 4 月 1 日に施行された資源循環促進法において、市町村に対し、プラスチック使用製品全般の分別収集及び再商品化の努力義務が課されたことから、ペットボトルの分別収集について、大船渡地区環境衛生組合事業として、当市及び住田町での広域により令和 7 年度実施を目指す。
環境美化	１ 市内一斉清掃 快適な生活環境を維持・促進するため、市民参加の下で実施する。 (令和 6 年 6 月 2 日(日)実施)
	２ 大船渡市公衆衛生組合連合会運営事業 市内の公衆衛生組合で組織し、市が事務局を務める。 主な事業は、市内一斉清掃への協力、ごみステーションの設置や電動生ごみ処理機購入に係る助成、不法投棄防止のための看板作成やネットの設置等。

【基本目標５】協働による環境保全に取り組むまちをめざします

環境分野・基本方針	事業内容
環境教育・環境学習	１ 大船渡市環境保全推進協議会運営事業 関係行政機関、事業者、団体等で組織し、市が事務局を務める。 主な事業は、事業所による清掃実施等の促進、不法投棄防止のための看板作成やネットの設置等。
環境保全活動・環境配慮	１ 環境保全協定の締結促進 公害の原因となるおそれのある施設等を使用する事業者と協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止を図るとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう促す。 令和 5 年度の締結件数：1 件、累計 40 件（公害防止協定、覚書を含む）